

公 認 審 判 員 規 程

(目 的)

第 1 条 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下日本連盟という）は日本連盟及び日本連盟の支部(以下支部という)が主催する大会が円滑に運用され、その権威が保持されることを目的として公認審判員を置く。

(級 別)

第 2 条 日本連盟の公認審判員は、次の級別に区分する。

- ア. マスターレフェリー
- イ. マスターアンパイヤー
- ウ. 1 級審判員
- エ. 2 級審判員
- オ. ジュニア審判員

(職 務)

第 3 条 公認審判員の職務は、次のとおりとする。

- (1) マスターレフェリーは、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりレフェリーとなるほか、2 級審判員及びジュニア審判員の養成及び指導を行い、公認審判員の資質の向上に努める。
- (2) マスターアンパイヤーは、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によってアンパイヤーとなる。
- (3) 1 級審判員は、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりレフェリー又は、アンパイヤーとなるほか、2 級審判員及びジュニア審判員の養成並びに指導を行う。
- (4) 2 級審判員は、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりアンパイヤーとなる。
- (5) ジュニア審判員は、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりアンパイヤーとなる。

(認 定)

第 4 条 公認審判員は、日本連盟の登録会員であって、次条に定める条件に該当する者について、次の手続きにより認定する。

- (1) マスターレフェリーは、50 歳以上の人格見識に優れた 1 級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
- (2) マスターアンパイヤーは、50 歳以上の人格見識に優れた 2 級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。

- (3) 1級審判員は、支部長の推薦により1級審判員養成のための検定会に参加した者について、日本連盟の審判委員会が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認められた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
 - (4) 2級審判員は、支部が開催する2級審判員養成のための検定会に参加した者について、支部が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認められた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
 - (5) ジュニア審判員は、支部が開催するジュニア審判員養成のための検定会に参加した者について、支部が適当と認められた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
2. 公認審判員として認定されるためには、公認審判員規程施行細則第5条（推薦及び認定）に定める手続きを行わなければならない。

（資格条件）

第5条 公認審判員は、次の条件をそなえなければならない。

(1) マスターレフェリー

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のレフェリーとして、審判に関することを統括してその責を果たす知識と能力を有する者。
- イ. ハンドブックに精通するとともに、十分な審判の技能を有し、2級審判員及びジュニア審判員の指導及び養成を行う能力を有する者。
- ウ. 1級審判員に認定されており、50歳以上の人格見識に優れた者。

(2) マスターアンパイヤー

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとして、その責任を果たす能力を有する者。
- イ. 2級審判員に認定されており、50歳以上の人格見識に優れた者。

(3) 1級審判員

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のレフェリーとして、審判に関することを統括してその責を果たす知識と能力を有する者。
- イ. ハンドブックに精通するとともに、十分な審判の技能を有し、2級審判員及びジュニア審判員の指導及び養成を行う能力を有する者。
- ウ. 2級審判員として4年を越える経験がある者。
ただし、原則として現在2級審判員として認定されている者。

(4) 2級審判員

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとして、その責を果たす能力を有する者。
- イ. 認定される日現在で、年齢満15歳以上である者。

(5) ジュニア審判員

日本連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとしての能力を有する者。なお、認定される日現在、小学生又は中学生である者。

（登録等）

第 6 条 公認審判員として認定された者は、日本連盟の公認審判員名簿に登録するとともに、それぞれの級に応じた認定証及び徽章を交付する。

(有効期間)

第 7 条 マスターレフェリー及びマスターアンパイヤーの資格は終身とする。

2. 1 級審判員及び 2 級審判員の資格の有効期間は 6 年とする。ただし、2 級審判員の新規認定の場合の有効期間は、認定された日から 5 年の期間を経過した後、最初の 3 月 31 日をもって有効期間の満了とする。
3. ジュニア審判員資格の有効期間は、認定を受けた者が小学校及び中学校に在学している間とする。
4. ジュニア審判員から 2 級審判員への切り替えにおいては、前資格をもって有効とみなす。

(資格の更新及び切り替え)

第 8 条 1 級・2 級の公認審判員はその資格の有効期間が終わるにあたり、公認審判員規程施行細則第 6 条 (2) (3) の定める手続きを行うことにより新たに認定するものとする。ただし、ジュニア審判員は 2 級審判員に切り替えて認定するものとする。

2. 1 級・2 級の公認審判員資格の更新は、その前の有効期間と連続しなければならない。ただし、ジュニア審判員から 2 級審判員への切り替えは高校生の間は認めるものとする。
3. ジュニア審判員の資格更新はないものとする。

(資格の停止)

第 9 条 公認審判員で適性を欠く行為のあった者は、その資格を停止する。

附 則

1. この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。
3. この規程は、1989 年 1 月 1 日から施行する。
4. この規程は、1993 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、1994 年 6 月 4 日から改訂する。
6. この規程は、1995 年 4 月 1 日から改訂する。
7. この規程は、1999 年 4 月 1 日から改訂する。
8. この規程は、2001 年 4 月 1 日から改訂する。
9. この規程は、2004 年 4 月 1 日から改訂する。
10. この規程は、2005 年 4 月 1 日から改訂する。
11. この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。
12. この規程は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
13. この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。
14. この規程は、2010 年 4 月 1 日から施行する。
15. この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

16. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

公 認 審 判 員 規 程 施 行 細 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認審判員規程を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(検 定 会 及 び 研 修 会)

第 2 条 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下日本連盟という）の公認審判員を認定するための検定会（以下検定会という）又は、公認審判員の資質を高めるための研修会（以下研修会という）は、1級審判員については日本連盟が主催し、2級審判員及びジュニア審判員については、日本連盟の支部（以下支部という）が主催することを原則とする。

(講 師)

第 3 条 前項に定める検定会または研修会の講師は、1級審判員については日本連盟の審判委員長が選任し、2級審判員及びジュニア審判員については支部長が選任する。

(公 認 審 判 員 徽 章 の 携 行)

第 4 条 日本連盟の主催する大会並びに検定会及び研修会に参加の場合は、公認審判員徽章を携行し、レフェリー又はアンパイヤーとなる時は徽章を着用することを原則とする。

(推 薦 及 び 認 定)

第 5 条 公認審判員は、日本連盟の登録会員であって、推薦及び認定されるための手続きは次のとおりとする。

- (1) マスターフェリー及びマスターアンパイヤーの推薦は別表1によるものとする。
 - (2) 1級審判員に関する検定会又は研修会に参加するための推薦は、別表2によるものとする。
 - (3) 公認審判員として認定されるための手続きは、支部の担当者が日本連盟の運営する公認審判員認定システムを使用して行うものとし、日本連盟が認定確認を行なう。認定に誤りがあった場合は、支部に確認の上、変更・取り消しを行なう。
2. 前項(3)の認定手続きをする場合は、検定会又は研修会の参加を確認して認定手続きを行うものとする。

(資 格 の 更 新 及 び 資 格 の 切 り 替 え)

第 6 条 公認審判員がその資格を更新又は切り替えをするためには、次の各項に該当しなければならない。なお、すべての資格において日本連盟の会員でなければならない。（資格の更新及び資格の切り替え手続きを行う時点において会員登録を完了していること）

- (1) マスターレフェリー及びマスターアンパイヤー

- ア. 終身の資格であり、更新は不要とする。
 - イ. 研修会への参加は、本人の意志をもってできる。
- (2) 1級審判員
日本連盟の審判委員会が指定する研修会に参加して、審査を受け適当と認められること。
- (3) 2級審判員
支部が指定する研修会に参加して、審査を受け適当と認められること。
- (4) ジュニア審判員
ジュニア審判員の資格更新は行わない。
2. 公認審判員資格の更新及びジュニア審判員が2級審判員の切り替えをする場合は、支部の審判担当者が会員登録システムを使用して手続きを行うものとする。

(認定の時期)

- 第7条 公認審判員の認定の時期は、公認審判員認定システムにより認定手続きを行い、認定料の納付が完了した時とする。なお、認定するための手続きについては随時受け付けるものとする。
2. 資格更新による公認審判員の有効期間の起算日は、有効期間満了の翌年度4月1日1回とする。ただし、認定手続きについては、有効期間の最終年度内までに行うものとする。なお、有効期間満了後の認定手続きは、すべて新規認定者として取り扱うものとする。
3. ジュニア審判員から2級審判員への切り替えの認定は高校生までとし、認定された日から5年の期間を経過した後、最初の3月31日をもって有効期間の満了とする。

(経費の徴収)

- 第8条 日本連盟又は支部は、検定会もしくは研修会への参加又は公認審判員の認定もしくは資格の更新について、別表3に示す経費を参加者又は被認定者から徴収することができる。

(諸費の支給)

- 第9条 日本連盟が特に指定した大会のアンパイヤーとして従事した場合、又は、日本連盟もしくは支部が主催する検定会又は研修会に講師として従事した場合は、諸費を支給される。

- 附 則
- 1. この細則は、昭和50年 4月 1日から施行する。
 - 2. この細則は、昭和53年 1月 1日から施行する。
 - 3. この細則は、1989年 1月 1日から施行する。
 - 4. この細則は、1993年 4月 1日から施行する。
 - 5. この細則は、1994年 6月 4日から施行する。
 - 6. この細則は、1995年 4月 1日から施行する。
 - 7. この細則は、1999年 4月 1日から施行する。
 - 8. この細則は、2001年 4月 1日から施行する。
 - 9. この細則は、2004年 4月 1日から施行する。

10. この細則は、2005年 4月 1日から施行する。
11. この細則は、2006年 4月 1日から施行する。
12. この細則は、2008年 4月 1日から施行する。
13. この細則は、2009年 4月 1日から施行する。
14. この細則は、2010年 4月 1日から施行する。
15. この細則は、2011年 4月 1日から施行する。
16. この細則は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

公認審判員規程施行細則（別表1）

マスターレフェリー・マスターアンパイヤー認定推薦書

（公認審判員制度用紙）

マスターレフェリー マスターアンパイヤー （不要の方を消す） 推薦個票					
年 月 日					
（公財）日本ソフトテニス連盟会長殿					
支 部 名					
支部長名				印	
マスターレフェリー					
下記事項に誤りのないことを認めマスターアンパイヤーとして （不要の方を消す）					
認定していただきたくお願いいたします。					
☆注意 この個票は、認定手続きを行う前に日本連盟に提出してください。					
記					
ふりがな 氏 名	性別	男 女	生年月日	明 大 昭	年 月 日
公認審判員認定番号	左の申請を 号 した支部名				
住 所	〒				
ソフトテニスに関する略歴					

公認審判員規程施行細則（別表2）

1級審判員の検定会・研修会申込書

（公認審判員制度用紙）

検定 研修

検定

1級審判員 （不要の方を消す）会参加申込書

研修

年 月 日

（公財）日本ソフトテニス日本連盟会長殿

支部名

支部長名

印

下記の者は 年 月 日 において開催される

検定

1級審判員 （不要の方を消す。）会に参加するのに適当なものとして申し込みます。

研修

☆注意 検定は、現在2級の者が1級に認定されることを希望して受検する場合

研修は、すでに1級に認定されている者が、更新のためその他で受講する場合

記

番号	氏名	性別	年齢	審判員資格 （認定番号*2009年度から は会員登録番号と同じ）	現公認審判員資格を 認定した支部名
				()	
				()	
				()	
				()	
				()	
				()	
				()	

公認審判員規程施行細則（別表3）
検定会・研修会の参加、認定・更新の手続きと経費

審判員資格・区分	検定会・研修会参加		認定料（新規）			認定料（更新）	
	申込書	料金	推薦書	本部（日本連盟）	支部	本部（日本連盟）	支部
マスター レフェリー		2,500円以上	別表1	20,000円	10,000円		
マスター アンパイヤー		2,500円以上	別表1	13,000円	7,000円		
1級	別表2	2,500円以上		3,000円	2,000円	2,000円	1,000円
2級		1,500円以上		2,000円 高校生 1,300円 Jrからの移行 700円	1,000円 700円 300円	1,300円	700円
ジュニア		1,500円以上		700円	300円		